

政令第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日まで」を「平成二十六年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで」に改め、同条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第六十九号）第一条の規定」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十四号）」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第一条の規定は、平成二十六年度に係る国民健康保険組合に対する補助金について適用する。

理 由

平成二十六年度に係る国民健康保険組合に対する補助金の額の算定に関し特例を設ける必要があるからである。